

## 大石報告(信教の自由)

大石 私は、当初の予定では、片桐報告に対するコメントというように要望があったのですが、その後の連絡等で、森先生のご関心のある信教の自由、あるいは政教分離の関係について話をさせていただきたいということで、案内も多分、そのような政教分離と墓地埋葬法の関係ということです。最初はずっと片桐報告といえますか、ドイツのものに対してのコメントをすればいいのかと思っていましたので、少し混乱をしました。かつ、弁解がわれわれの場合が多いのですけれども、日曜日から昨日までずっと東京で、日曜日からは本駒込のある会場で、昨日はある政党会派のところで話をすることがあって、どうも十分なものはできませんでした。結局、ドイツとの対比も簡単に述べながら、自分が分かる範囲にとどめることにいたします。日本のことには直接、触れていません。

ドイツとの関係でいうと、ドイツは連邦制なので、衛生保健事項はこちら、宗教の問題はこちらなどという区分けを考えなければいけないので大変なのですが、フランスの場合には、そのような意味でも単一国家ですから、あまりそのようなことには煩わされなくて、ストレートにいろいろな議論ができるという利点があります。もう一つは、片桐さんの論文の中でも書いてありましたが、人が亡くなってから、その遺体を処理し、葬儀を含めて、埋葬をするという一連のプロセスがあるわけです。そのプロセスについて、全く別個の法体系で定められているところもありますが、フランスの場合には、割合まとまってこれが法典化されていることが、かなり大きな特徴だと思います。

今日お配りした資料の中には直接入っていませんが、どこかの引用には入っていると思います。基本的にはドイツと同じように、公的主体、すなわち、元々は市町村、イタリア的にいうと、コンゴネンスのみが墓地の設置主体になりうるし、そのような意味での管理権も持つわけです。従って、日本でいう地方自治法、地方公共団体系法典の中に一括して、かなり細かいことがびっしり定められていることが、大きな特徴になります。

その意味で、連邦国家でないという意味では分かりやすいのですが、地方公共団体系法典にかなり詳しく規定されているという意味では、少し面倒くさいといえますか、もちろん途中で、公衆衛生法典や他のものもどんどん出てきますので、それを一応見ながらですけれども、体系的に全体を見ることは、なかなか大変だということはありません。

もう1点の大きな違いは、今のドイツの報告ですと、基本的に大きな体制変化がないので、特に信教の自由や政教分離という問題が直接に扱われることはなかったのですが、フランスの場合は、ご承知のとおり、アンシャン・レジームの時代から公認宗教体制に入って、つまり、国家宗教の時代から公認宗教制度が入って、事実上のカトリックの国教制度です。そのあとに、20世紀の初め、1905年から現在まで続いている政教分離体制と、国家・教会関係がずっと動いていきましたので、それに基づく取扱いの違いが出てくることになります。もちろん遺体処理や遺体の取扱い、あるいは、公衆衛生の問題などは共通していますが、どのように申うかという場合に、宗教とワンセットですから、そこで国との間のあつれきとい

いますか、対立を避けなければいけないということで、政教分離の原則なり、あるいは、融合してもいけないということが原則になりますから、そのような意味での違いがかなり出てくることになります。

そのようなことを前提にして、簡単に私の方の内容をいたします。ドイツについては、細かい用語も含めて、いろいろとお聞きしたいことはたくさんあるのですが、なぜ公の営造物が、「フェルトヒアリンリヒティング」であって、「アンシュタルト」でないのか、あるいは、「信仰墓地」という言い方が、少しどうだろうという感じです。「コンフェンションネーレン」、信仰墓地は、教会墓地も全部、信仰関連の墓地なので、やはり特定の宗派墓地と言った方が分かりやすいかということで、ここでは「宗派墓地」という言葉を用いています。それは後で食事をしながらでも、教えていただければと思います。

さて、大きく3点挙げましたが、Iは一般的な墓地です。その前提として、先ほど『ゲトケ』の紹介がありましたが、フランスでも定本がありまして、そこの一番下に書いてありますが、**Emmanuel Aubin** (エマニュエル・オーバン) = **Isabelle** (イザベル) ですから、これは女性です。あとは、**Savarit-Bourgeois**(サヴァリ・ブルジョア)という人が、墓地その他埋葬などについて書いていまして、8巻を数えているものです。かなり分厚くて大変な本ですが、なかなかこれが手に入らなくて、前に東大にいたパビエンヌに頼んで、彼女に買って、持ってきてもらいました。コーヒー1杯で助かりました。これが非常に定番で、現行制度のかなり詳しい解説が載っています。ただ、ドイツなどと違って、思想的なものはそれほど入っていないのです。最初に数ページ載っているくらいで、あまりその辺の社会学的といえますか、思想的なものは載っていないことが特徴です。

そのようなことは歴史関係が非常に多いものですから、今日、雨でなければ持ってこようと思ったのですが、同じように分厚いものが、これも女性ですが、**Brigitte Gaudemet** (ブリジット・ゴダメ) という人が、教会法史あるいは教会制度史を書いています。かなり分厚い本です。これはこの間、行ったときに買ってきましたが、非常に有名なジャン・ゴードメンという人の娘さんです。基本的にはこの2冊で、いろいろと読んだところをまとめたポイントでもあります。

さて、Iは、「宗教と墓地・葬儀」との関連で、死については古来から、ずっと法は関心を持っているわけですが、やはり人が死ぬことによって、いろいろな権利関係、あるいは義務関係が同時に発生することになるので、どうしてもそこを放っておくわけにはいかないのです。公権力が死亡確認をすることが近代国家では必ず行われます。終末について、公権力が関与してきます。1804年のナポレオン民法典以来のフランスの民法典では、条文を見ますと、必ず死亡確認は公権力が行います。身分吏といわれる、市町村長の代理のようなものが行うことになります。

書いてあることは、まず亡くなったときに、そのあとの遺体をどうするかというときに、考え方、つまりあり方としては、一つは、その遺体に対する「破壊」がやられることがあります。あるいは、「隠匿」もありますし、「隔離」というものもあります。「破壊」の典型的

な形態としては、火葬を考えています。「隠匿」とは、教会の下に埋めます。埋葬をします。

「隔離」とは、郊外に墓地を造るということで、どうも全体としては、このような三形態があるのではないかということが、例えば、Aubin と Savarit-Bourgeois の本に紹介してありまして、具体的に同じようにも書いてありますが、これは省略しましょう。

では、宗教との関わりになると、物理的にいうと、破壊、隠匿、隔離という現象になるのですが、いずれにしても何らかの儀式を行うことは、どのような形態でも共通しています。そこにはやはり、死者に払うべき敬意があるという「croyance」、信念をみんなが持っている点が変わらないのではないかということが指摘されていまして、それはそうかという感じですが。単に放っておけというわけではなくて、何らかの形でそれをきちんと弔うことは、誰しもが考えることだと思います。

あとは墓地ということになると、今度は、やはり伝統的なカトリック的なものを中心にありますが、教会の中で、神父さんや司祭夫妻が聖務を行うわけです。それと同じように、墓地は聖職者が活動をする場所であって、そのような意味で、神聖な場所であることが強調されます。ですから墓地は、最初から世俗ということはありません。宗教的な装いを帯びた、あるいはその色合いを帯びたもので、必ず聖職者の儀式を伴って行われるというわけです。

さて、これもイタリア語、フランス語でも、ドイツ語と同じように、いろいろな言葉がありまして、墓地はほぼ「cimetière (シミチエール)」でいいのですが、埋葬という言葉にはいろいろな意味が当てられていて、なかなか分かりにくいのです。「フィネラーレ」という言葉を使うこともあります。どうも「sépulture (セピュルチュール)」というものを使うときは、宗教儀式を伴うものを伝統的には考えています。従って、伝統的には、火葬はとりあえず置いておいて、土に埋めるということです。「アンテルフモン」という言葉も使いますが、「テル」、土地の中に埋めるということです。その埋葬には三つの要素があって、亡くなった場合には、その遺体を教会にまず届けます。教会に運びます。そこで当然、宗教儀式が行われます。最後に、土の中に葬ります。そのような三つの要素からなっているということなのですが、その埋葬をする場合には当然、祝福といいますか、bénédiction (ベニディクション) が行われることも書いてあるわけです。

この埋葬にかかる費用の問題がありますが、原則的には、埋葬費用は無償です。なかなかそれは負担が大変だろうと思いますが、そこはうまくできていて、自主的な献金をお願いします。だから、強制的に払えということではなくて、そのような意味での無償なのです。だから、よくできているという感じです。

それは前提ですが、そのあとが今回の話で、信教の自由や政教分離原則があるわけです。大きなⅡとⅢは、Ⅲで政教分離を持ち出していますが、Ⅱのところももちろん関連しているわけです。一つは、これは現在のカトリック教会法典を引いていますが、七つの秘跡を行うことはもちろん大事な義務なのですが、教会での葬儀も「聖なる崇敬行為」の一つであると、今でも明文化されています。ただ、教義違反者に対しては、そのような宗教葬儀をやらない

ということは、ご承知のとおりです。

さて、墓地の問題が本当は先なのですけれども、ここでは先に葬儀に焦点を当てます。そのようなことがいわば当然のごとく考えられていたのですが、19世紀になってから、だんだん自由化といいますか、リーブル・パンセといいますか、自由思想が進んでくると、葬儀についても、もっぱらカトリックの宗教葬に限るという話ではないでしょうということになります。どのように行うかという葬儀のやり方や埋葬の方法については、自由化することが、19世紀の後半に法律で具体的に制定されました。よくフランス型政教分離原則を「ライシテ」といいますが、そのライシテへの動きの一貫です。要するに、カトリック教会葬からの開放を、一面では意味していることになります。

そうすると、葬儀について、誰もが自由にやれる部分と、葬儀のいわば外的な側面があるということで、これは法律にも用いられている言葉です。なかなか訳しようがないので非常に困っているのですが、「pompes funèbres (ポンピフシュネーブル)」がお葬式のことです。その中身そのものは、故人の遺志に基づいて家族が決めてやります。だから、信教の自由なのですけれども、それに関連する事務には、いろいろなことがあります。車の手配や遺体の搬送、あるいは、これもドイツ語と同じ言葉ですが、「ウィルネス」という言葉ですから、「ウーネン」と同じです。そのようなものを供給する、霊柩車あるいは葬列車両を供給するなど、宗教的なものを除いた、いろいろな人員配置や物品手当てについては、公的な主体が責任を持ってやりますと言うわけです。

そこを示すために、後でも出てきますが、1904年の法律は、「service extérieur (セルヴィス・エクルテリユール)」、葬式は葬式なのだけれども、それに伴う葬式の固有の中身ではなくて、外面的なところについては、市町村がきちんと責任を持ちます。あとは、執行をします。もちろん料金はそこで使用料や手数料を取るのですけれども、本当に貧乏な人は無償になります。そのような手当てにはありますが、そのようなことは一応やってあげましょうということが、市町村の法典になっている、「公役務」としての市町村の仕事になります。ドイツ的にいうと公役務ではなく、何か他の言葉を使っていました。「公の任務」と書いてありしましたか。「エフェンテル・アウフガーベン」と書いてあります。

さて、そのいわば外部的な葬儀の関係があるので、これを「外部的義務」といってもなかなか分かりにくいので、「葬儀関係事務」としておきましたが、これは、先ほど言いました現在の地方公共団体法典の中にも明文化されております。それをどう取り扱うかという点で、大きく制度の変遷がありました。アンシャン・レジームの頃から1904年という長い間は、実は、教会で全部それはやるという話です。全部やるという中身ですが、少し分かりにくいのですが、「1804年墓地埋葬令」と書きました。お手元にお渡しした資料の「民法典」から始まっているところで、1804年民法典は、先ほど少し出しましたが、ナポレオン民法典が布告された当時のものです。当時の条文をそこに載せています。そのちょうど2、3か月後に、墓地埋葬令ができています。だから、民法典による死亡の確認を受けた形で、埋葬をやるのが前提です。

その最初のくだりに青書きでも書きましたが、これが1904年末まで続くわけで、その1904年末の法律は、エミール・コンブという人の名前を取って、「コンブ法」と呼ばれるわけですが、ぬめぬめしているわけではありません。だから、ほぼ1世紀この法律が続くのですが、22条を見ていただきますと、中身が分かります。裏になります。カトリックの場合、教会財産管理委員会と宗務局「に限る」と書いてありますが、要するに、車両やまん幕、祭服を提供し、土葬および葬儀の日またはそれらの際に必要なあらゆる物品を作らせる権利は、カトリックの中にある教会財産管理委員会と宗務局に限って行えると、他の人がやってはいけないということです。だから、ここで「聖職者独占」や「教会独占」という原理が明らかに分かります。その具体的な車やまん幕など、いろいろなことの提供の中身が、先ほどもいった、葬儀関係事務という話になるのです。このような体制がずっと続いてまいりました。だから、これは1804年の墓地埋葬令ですが、このような体制は、アンシャン・レジームでも基本的にはずっと行われていました。だから、随分長い時期です。

それを終わらせたものが、先ほどの1904年のフセイの法律です。これは、条文としては、それほど長くはありません。これは資料としては配らなかつたといえますか、手元にはフランス語の資料があるのですが、今朝翻訳しようと思ったら、ついに力尽きて、無理でした。全体で8個条しかありませんが、基本的には、今述べた聖職者独占あるいは教会独占制を定めていたものを廃止するという法律です。それに代えて、市町村が全部やるのだと、そのような権利は市町村にあります。だから、教会からいきなり、そのようないろいろな事務の提供という仕事は全部、教会に代えて市町村がやりますという、葬儀関係についてのいわば公営の一方的独占という話です。

これが90年くらい続きまして、二十数年前に、別段市町村でなくてもできるように変わりました。93年のいわゆる自由化法で、認定を受けた団体で、それなりのノウハウを持った者であればそれもできます」、市町村もちろん従来どおりやれますが、それ以外の認定法人もやれると変わったものが、いわば自由競争制、「コンクランシエール」ということの意味です。ですから、片一方の独占があつたものが他方の独占に移って、今度は両方ともやれますと変わったものが、現在のところでは。

ただ、正確に認定法人のようなものが幾つあって、どのくらいの割合をやっているのかは、この間行ったときに少し聞きそびれて、その何割方という確認ができておりません。ただ、ホームページを見る限り、役所によっては直接やる場所もあるし、このような組合といえますか、法人ができて、団体としてやっているところもあるようです。そのように大きく制度が変わってまいりました。

さて、それ以前に進行していたものは、墓地の所有管理権を巡る問題であります。アンシャン・レジームの時代には、いわゆる教会墓地が当然視されていたわけです。ドイツとの関係でいいますと、「教会墓地」という概念が使っていますが、フランス的な本立てからいうと、この「キムヒル・フェイトフォーフ」の「教会墓地」がどの範囲なのかも、少し後でお聞きしたいのですけれども、元々教会が持っている教区、パロワースの墓地に埋葬をする

ことはあたりまえの話です。ただ、教区墓地があつて、教会の中にあるわけではないのです。教区墓地がどこかにまとめてあつて、そこに埋葬をすることが原則です。しかし例外があつて、よくあることですが、お偉いさんは教会の下に埋められます。それが一つです。もう一つは、修道会の墓地がありますので、そこに例外的に、指導者などがそのような特別の場所に埋められることがあります。だから、「いわゆる教会墓地」と書きましたことは、教区墓地の話をしているのか、教会の地下の話をしているのか、あるいは、修道会墓地も含めた概念なのか、片桐さんの論文を読んでいて、その範囲が少し分からなかったのも、後で教えていただければ幸いです。

面白いところはその後で、これは、プロイセン・アグリーマン・ラント・エストとの時間的、年代的な相違のしかたがあるので面白いのです。実は町の中にあることは、亡くなる人数や墓地の広さ、狭さを考えると、どうもよくないということで、やはり郊外に移転しなければいけないという措置が王令によって執られます。これは、もうかなり衛生上の理由がはっきりしているわけです。特に、伝染病の場合に非常に困るので、そのようなことで、もう郊外に思い切って移転しようということが何度か出されるわけです。代表的な例が1776年、プロイセンの一般ラント、LLRが1794年でしたか、それでやろうとしたことがあります。特にパリなどはそうですけれども、どうもやはり土地を買い上げるには、いわば公権に金がないものですから、あまりこのような王令が出ても、すぐには進まなかったわけです。そのようなことが、先ほど紹介した本には書いてあります。ですから、いわゆる教会墓地から、教会の管理権から完全に移るときは、結局、アンシャン・レジームが壊れてからという話になって、市町村あるいは都道府県の制度が整うといいますか、それがそろそろ1790年ですが、その1年後に、そのような意味での教会墓地が市町村に移管されることになります。

少し私の調べが足りないことは、先ほどドイツとの関連で申しましたことは、ここでいう教会墓地は市町村へ移管されたと書いてあるのですけれども、教区墓地は分かるのです。でも、教会の墓地や修道会の墓地まで全部、市町村に移るといふ話になるのかどうか分からないのです。どう見ても、それはプライベートな土地として、教会のものとして残るのではないかという感じはするのです。

ただ、ご承知のところだと思いますが、伝統的な教会や大きな大聖堂のようなものは、今は国有財産です。昔からある小さな教会も全部、市町村の財産です。そのような意味でいうと、その教会の地下はもちろん公有地になるわけです。でも、修道会は修道会として、やはり別のところにあるわけですから、そこまで来るのかどうかという細かい質問を、何か向こうの先生に会ったときに質問することは、なかなか難しいです。もう少しフランス語が堪能であればいいのですが、なかなかそこまでは行きません。

ただ、ここで誤解しないでいただきたいことは、いわゆる教会墓地から公営墓地へと移っているわけですが、非宗教化の話ではないのです。つまり、宗教的なものがあることは当然の話で、政教分離をそこでわれわれはすぐ考えますが、そのようなことではないのです。墓地の公営化は、宗教にあらざる方向に入っていくという話ではなくて、非宗教化の論理では

なくて、各自治体が、各宗派にふさわしい墓地を最低限一つ造るべきだという原則になるのです。墓地を自分のところへ持ってきて、1804年のところにもありますけれども、必ず造らなければいけないということが前提ですから、公営化は非宗教化ではなくて、いわば宗派墓地をきちんと整備すべきだということにもなるわけです。ここは、少し分かりにくいかもしれません。

そのようなことを踏まえて、1804年の墓地埋葬令は、かなりいろいろなところに影響を及ぼした命令、デクレアのようです。教会や病院で埋葬をしてはいけませんということが第1条に書いてあるのですが、このようなことが明らかになっています。これが原型で、その青い注釈は、なかなか苦労したのですが、地方公共団体法典の第何条に現在は入っていますということを、一応全部対比する形になっていますが、結局、現行法の基本的なところは、1804年の墓地埋葬令に淵源するといえることになります。

さらに、先ほど言いました公営墓地ですから、当然われわれの感覚としては、墓地中立化があるのですが、いわゆるライシテへの動きの一環として、葬儀自由法よりも前に、いわゆる墓地中立化法ができました。これが何を意味しているかを見ると、いわゆる宗派区間の禁止です。元々は宗派ごとの墓地があるという、いわばシンチエール・コンフェッショナルという概念なのです。もちろん、それはだめだというわけです。では、一つの大きな市営墓地の中に、これをイタリアでわれわれはきちんと確認したのですけれども、きちんと区切られています。大きな墓地だから、どこでも歩けるという話ではなくて、大きな墓地の区画の中に、「ここはプロテスタント、カトリック」で、そこは土曜日に埋葬をしていないのです。でも、こちらはユダヤ教のところ、そこには門があって、かぎが閉まっていて、入れないのです。そのようなものが、この「carré confessionnal (キャレ・コンフェッショナル)」、区画です。だから、一つの墓地のことをいっているのではなくて、その墓地の中の一つの独立した区画として、きちんと区切りがしてあって、かぎがあって、出入り口があることが大事な概念なのですが、そのようなものが禁止されるといったわけです。

それを分かっていたくためには、この資料の1804年墓地埋葬令の裏の15条です。注釈もつけてありますので分かると思うのですが、各宗教は、それぞれ固有の埋葬地を有するものと、どのようなことかという、今でも人口4万くらいのフランスの市ですと、1箇所しか市営墓地がないところもあります。その場合は、異なった宗教ごとに分けて、それぞれの入り口を備えて、壁、垣根、溝などで仕切り、その空間を人口数に比例配分して、分け合います。だから、われわれが見たところは、ミラノで見たものは、元々の宗派区画のもので、それを元々は許していました。認める、認めるという体制だったものを、「実はもう、これはやめる」というわけです。だから、その墓地は、全体として特定の宗派に占められないようにするということがあります。それを禁止しています。だから、今は政教分離の一貫として、これが中立化の要請として認められたという話になります。

宗教法の論文ですと、もう少し細かい話になって、この「carré confessionnal」ではなくて、「アंकロ」という概念があって、「アंकロ・コンフェッショナル」は、例えば、今の

広い、ペーラ・シエールの土地で、いろいろといわば行政区画的に、第何区と分けられているわけです。その第何区のところを、イスラム、イスラエル、ユダヤ教だけにすることはどうかという問題も実はあります。これは、誰でもそこを通れるわけですから、宗派区画と違うのです。宗派区画はもちろんだめだということがありますが、アंकロ、そのような割り当てをすることはどうかという問題があるわけなのですが、それは許されています。つまり、排除の論理ではありませんので、誰でもそこをいつでも通過できるので、全然それは構いませんということが、現在の解釈です。ですから、墓地は、基本的にはカトリックが多いのですが、その中の一部のところに、いわばオープンな形で、ユダヤ教の人たちが集まっているところももちろんあることになります。

イスラムの場合には、なかなかそれがやりにくいのです。メッカに向かって、頭を全部、同じ方向に並べなければいけないので、それほど狭い区画ではなかなか無理です。だから、イスラムの場合には、むしろ宗派区間を全体として設けることがとりざたされることになります。

そして、1905年の政教分離法がライシテのいわば完成になります。先ほどの葬儀事務なども、もう一つの資料を見ればよかったのです。1枚の表だけのものなのですが、1880年の法律もこれに載っています。今のものが1905年の政教分離法ですが、その28条を見ると、基本的に市町村墓地になるわけですから、市営墓地は本当は宗教的なもろもろの飾りなどをしてはいけません。そのような公共的なものはいけないという話なのですが、元々宗教活動に充てられる建造物、先ほども話しました古くからある教会や大聖堂は、その宗派に割り当てられますから、それは構わないのです。だから、われわれがよく行くサクレ・クール寺院やノートルダムなどは主にカトリックですが、そこでカトリックのものをいろいろとしようと、全くそれは構わないのです。そのようなもの以外の公的なところでは、宗教的なものを掲示したり、貼り付けたりしてはいけません。ただ、今言った宗教活動に元々充てられている建造物や墓地の埋葬場所は、それはそれで個人の自由だし、そこで信仰の自由、信教の自由との調整を図ることを行っているわけです。だから、墓地全体をやってはいけませんが、墓地の自分のところをどうデコレーションするかは、「どうぞ、それは自由にやってください」ということで、調整をやっているという話になるわけです。ですから、割合、色とりどりのものが並んでいることがあります。

ドイツの場合も、イタリアの場合も、もちろん関係はありますが、特に政教分離を強調することがなくて、フランスの場合は、これが非常に意識されるので、葬儀の問題にしても、外部的な事務の問題、あるいは墓地にしても、中立化原理をかなり気にして議論をしていることが実情であります。

少し本来の森先生のご趣旨にそぐわない、あるいは、はっきりと大きく外れた報告になってしまいましたけれども、これで一応閉じたいと思います。